

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめ防止対策推進法 第3条)

<いじめの定義>

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にあるほかの生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

<学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめ防止対策推進法 第8条)

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(いじめ防止対策推進法 第15条)

(基本的な考え方)

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(対応)

- ・いじめ防止対策推進法を生徒、保護者に周知する。
- ・教職員も生徒に対する言葉遣いに気を使う。ただし、いじめが起きないためにも「ダメなものはダメ」の姿勢を忘れずに、時には厳しく指導に当たる。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ・学校だより、生徒指導だより、学年だより、学級だより等で学校からの情報を積極的に発信し、家庭からの情報を収集する姿勢も発信していく。
- ・年1回の三者面談、年2回の教育相談を行う。学期に1度、生徒と個別に話す時間を設けて、人間関係の構築を図る。
- ・数多くの大人で見守る体制をつくり、安心できる学校環境を構築する。
- ・いじめが多様化している中で、携帯電話やスマートフォンを利用したネットいじめが社会的に問題となっている。年1回講師をお招きして講演会を行う。

② いじめの早期発見

(いじめ防止対策推進法 第16条)

(基本的な考え方)

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、多様化しているケースの情報交換を積極的に行う。
 - ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。
- (対応)
- ・定期的なアンケート調査を7月、12月の年間2回、また教育相談を4月、9月、1月の年間3回実施する。
 - ・生徒との会話を多くするように心がけ、生徒の異変（人間関係の変化等）に気づけるようにする。
 - ・生徒が様々な職員に相談できるようライフカウンセラー、スクールカウンセラー、養護教諭等との連携を深める。

③いじめが発生した際の対処

(いじめ防止対策推進法 第30条)

(基本的な考え方)

- ・いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・安易な指導によりいじめがより巧妙になる場合もあるため、被害生徒の意思を尊重しながら、加害生徒へ慎重に対応していく。

(対応)

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに被害生徒から状況を確認する。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止の組織」に直ちに情報を共有し、組織的に加害生徒の事実確認及び指導を行う。
- ・事実確認、指導の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害、加害生徒の保護者へ連絡して、家庭でも再度指導してもらうよう依頼する。
- ・事後の謝罪会は、被害生徒、保護者の意思を尊重しながら、対応する。
- ・犯罪行為として扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく市川警察署と相談して対処する。
- ・被害生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校で情報を共有し、全職員で見守っていく。必要に応じて、個人面談、ライフカウンセラーやスクールカウンセラーや養護教諭等と連携していく。
- ・加害生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ・加害生徒の保護者へはいじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ネットいじめに対しては、直ちに削除する措置を取る。なお、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに市川警察署に通報し、適切に援助を求める。保護者に携帯電話は「買い与えている」という意識を再度助言していく。

(いじめ防止対策推進法 第19条)

(いじめ防止対策推進法 第22条)

(2) いじめ防止の組織

① 名称及び組織構成等

(名称) 生活部会

(構成員)

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
 - ・日常的な業務…校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当
 - ・緊急会議…校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任、担任および学年職員
- (必要に応じて) 教育相談担当教諭、養護教諭、部活動顧問、ライフカウンセラー
- (役割) ①学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
 - ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化、指導計画の検討、事後指導計画の検討

(3) 重大事態への対処

(いじめ防止対策推進法 第28条)

生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→教育委員会

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を、教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価等について

(いじめ防止対策推進法 第34条)

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
 - ・学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。
- (対応)
- ・学校だよりで、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
 - ・毎年度、いじめに関する分析を行う。それに基づき未然防止、早期発見ができるよう職員で情報交換、研修を行う。